

マイナンバーカードの有無	本人確認書類		添付又は提示
マイナンバーカードをお持ちの方	マイナンバーカード（個人番号カード） ※ 写しを添付する場合には、表面及び裏面の <u>写し</u> が必要です。		本人確認書類の <u>写し</u> を、「本人確認書類（写）添付台紙」(国税庁ホームページ【 https://www.nta.go.jp 】参照)などに貼って、申告書と一緒に提出する。 又は 本人確認書類を、提出の際に提示する。
マイナンバーカードをお持ちでない方	①番号確認書類 及び ②身元確認書類		
	① 番号確認書類 《ご本人のマイナンバーを確認できる書類》	・通知カード（注1） ・住民票の写し又は住民票記載事項証明書（マイナンバーの記載があるものに限り、） などのうち、いずれか1つ + ・運転免許証 ・公的医療保険の被保険者証（注2） ・パスポート ・身体障害者手帳 ・在留カード などのうち、いずれか1つ	

- (注) 1 通知カードに記載された氏名、住所などが住民票に記載されている内容と一致している場合に限り、引き続き番号確認書類として利用できます。
 2 公的医療保険の被保険者証の写しを添付する場合、保険者番号及び被保険者等記号・番号部分が復元できない程度にマスキング（塗りつぶし）をお願いします。

3 贈与税の納付

(1) 納付すべき期限（納期限）

令和4年分の贈与税の納期限は、令和5年3月15日(水)です。

なお、納める贈与税額は、それぞれの課税方式（暦年課税・相続時精算課税）に区分して計算した額の合計額となります。

- (注) 納付が遅れた場合には、納期限の翌日から納付の日までの延滞税を併せて納付する必要があります。
 なお、延滞税の割合は、次のとおりです。

	割 合
① 納期限の翌日から2か月を経過する日まで	年「7.3%」と「延滞税特例基準割合（※）+1%」のいずれか低い割合
② 納期限の翌日から2か月を経過した日以後	年「14.6%」と「延滞税特例基準割合（※）+7.3%」のいずれか低い割合

※ 延滞税特例基準割合

平均貸付割合（各年の前々年の9月から前年の8月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の11月30日までに財務大臣が告示する割合をいいます。）に、年1%の割合を加算した割合

(2) 納付手続

納付手続は、次のとおり様々な方法がありますので、ご自身で選択し、納付手続を行ってください。なお、各納付手続の詳しい内容については、国税庁ホームページの「[国税の納付手続](https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu/01.htm)」【<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu/01.htm>】をご覧ください。



左記のサイトは、上のコードからもご覧になれます。

※ 申告書の提出後に税務署から納付書の送付や納付通知等のお知らせはありませんので、ご注意ください。また、贈与税には、振替納税の制度はありません。

イ キャッシュレス納付

国税の納付は、金融機関や税務署等の窓口に行く必要がなく、ご自宅などから納付手続が可能な**非対面**の「キャッシュレス納付」が便利です。

国税庁では次のとおり便利な納付の手続をご用意しておりますので、この機会に是非「キャッシュレス納付」のご利用をお願いします。

(イ) ダイレクト納付（e-Taxによる口座振替）

e-Taxにより申告書を提出した後、納税者ご自身名義の預貯金口座から、即時又は指定した期日に、口座引落しにより電子納付する手続です。ご利用に当たっては、事前に税務署へe-Taxの利用開始手続を行った上、専用の届出書をe-Taxで提出する必要があります（郵送等も可）。

(注) 1 ダイレクト納付は、専用の届出書を提出してから利用可能となるまで1か月程度かかります。

2 ダイレクト納付により口座引落しが完了すると、e-Taxのメッセージボックスに「ダイレクト納付完了通知」が格納されますので、必ずご確認ください。

(ロ) インターネットバンキング等

インターネットバンキングやペイジー対応の金融機関のＡＴＭ等を利用して電子納付する手続です。ご利用に当たっては、事前に税務署へ e-Tax の利用開始手続を行っていただく必要があります。

(ハ) クレジットカード納付

インターネットを利用して「国税クレジットカードお支払サイト」から納付する手続です。

- (注) 1 納付税額に応じた決済手数料がかかります。
2 金融機関やコンビニエンスストア、税務署の窓口では、クレジットカードによる納付はできません。

(ニ) スマホアプリ納付（令和 4 年 12 月導入）

インターネットを利用して「スマートフォン決済専用サイト」から、スマホアプリ決済を利用し、納付する方法です。

- (注) 1 納付できる金額は 30 万円以下となります。
2 事前に Pay 払いの残高のチャージが必要です。

ロ 現金納付

(イ) ＱＲコードによるコンビニエンスストアでの納付

ご自宅のパソコンなどで、国税庁ホームページで提供する作成システム等から納付に必要な情報をＱＲコードとして作成(印刷)し、コンビニエンスストアで納付する手続です。

- (注) 1 納付できる金額は 30 万円以下となります。
2 「ＱＲコード」は、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

(ロ) 金融機関又は税務署の窓口での納付

金融機関又は所轄の税務署の窓口で、現金に納付書を添えて納付する手続です。

- (注) 1 納付書は、税務署又は所轄の税務署管内の金融機関に用意しています。金融機関に納付書がない場合には、所轄の税務署にご連絡ください。
2 納付書の記入方法は、納付書の裏面を参照してください。また、住所、氏名、税額、申告書を提出した税務署名など、必要事項の記入漏れがないよう、ご注意ください。

(3) 贈与税の延納制度

贈与税は、納期限までに金銭で一時に納付することが原則ですが、納期限までに金銭で納付することが困難な事由がある場合で、延納税額（利子税の額を含みます。）に相当する担保を提供するなど一定の要件を満たしているときには、延納制度がご利用できます。

なお、延納の詳しい内容については、国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】に掲載している「相続税・贈与税の延納の手引」をご覧ください。

※ 贈与を受けた人が贈与税を納められないような場合には、財産を贈与した人に、贈与した財産の価額に相当する金額を限度として、贈与税を連帯して納付していただくことになります。

4 贈与税の申告に誤りがある場合

(1) 誤って少なく申告した場合

贈与税の申告書を提出した後に、申告をしなかった財産や、評価の誤りなどがあったため、課税価格や税額が少なかったことなどに気付いたときは、原則として、前に提出した贈与税の申告書に記載した課税価格や税額等を修正する修正申告書を提出することができます。

なお、修正申告書の提出により納付することとなる税額には、加算税及び延滞税がかかる場合がありますので、ご注意ください。

(2) 誤って多く申告した場合

贈与税の申告書を提出した後に、上記(1)とは反対に計算や評価の誤りなどで課税価格や税額が多過ぎたことなどに気付いたときは、贈与税の申告書の提出期限から一定の期間に限り、誤っていた課税価格や税額等を正当な課税価格や税額等に直すために、更正の請求をすることができます。

詳しくは、国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】をご確認ください。